

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、民生児童委員及び社会福祉施設、社会福祉協議会等の役職員で、その功績顕著な者及び活動が優秀な社会福祉協議会並びにボランティア活動、地域福祉活動に協力援助した功績顕著な者に対し、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長がこれを表彰し、又は感謝の意を表することに関する事項を定める。

(表彰、感謝の方法)

第2条 この規程による表彰又は感謝は毎年行うものとし、原則として愛媛県社会福祉大会において授与するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、その都度授与することができる。

第3条 表彰又は感謝は、会長の表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰の対象)

第4条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生児童委員でその功績顕著な者
- (2) 社会福祉施設の役職員でその功績顕著な者
- (3) 社会福祉協議会及び社会福祉団体等の役職員でその功績顕著な者
- (4) 社会福祉活動に功績顕著なボランティア
- (5) 社会福祉活動が特に優秀な市町地区社会福祉協議会

(感謝の対象)

第5条 会長が感謝の意を表するものは、地域福祉の推進又は社会貢献活動の功績が顕著な団体又は個人で、その活動が他の模範とするに足るものとする。

(表彰及び感謝の該当の資格)

第6条 表彰及び感謝に該当するものの資格は次の各号のいずれかに定めた条件を具備するものとする。

- (1) 民生児童委員の現職であって、その在職期間が、12年（在職期間が中断されている場合は前後通算する）以上で、過去において県知事、会長等県段階以上の表彰を受けたことのない者
- (2) 公私の社会福祉施設の理事、監事及び当該施設に常時勤務する専任職員であって、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は前後通算する）で、過去において県知事、会長等県段階以上の表彰を受けたことのない者
- (3) 市町地区社会福祉協議会及び民間社会福祉団体の理事、監事及び評議員並びに当該団体に常時勤務する専任職員であって、その在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合及び市町村合併により身分が移行している場合は前後通算する）で、過去において県知事、会長等県段階以上の表彰を受けたことのない者
- (4) ボランティアにあつて、その活動期間が5年以上で、過去において県知事、会長等県段階以上の表彰を受けたことのない個人又は団体
- (5) 市・町・地区を単位とする法人又は任意の社会福祉協議会であつて、組織体制の強化や共同募金運動への協力、その他実効的な地域福祉活動を展開し、他の社会福祉協議会の模範となる活動実績が顕著であつて、過去において県知事、会長等県段階以上の表彰を受けたことのない団体
- (6) 感謝に該当するものは、地域福祉活動各般にわたり積極的に協力、援助した他の模範となる活動

実績が顕著な個人及び団体

(表彰状、感謝状の数)

第7条 表彰状、感謝状の数は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|----------------------|--------------|
| (1) 民生児童委員 | (民生委員・児童委員功労) | 30名以内 |
| (2) 社会福祉施設の役職員 | (社会福祉施設功労) | 10名以内 |
| (3) 社会福祉協議会、団体の役職員 | (社会福祉協議会・民間社会福祉団体功労) | 10名以内 |
| (4) 優良社会福祉協議会 | (優良社会福祉協議会) | 5団体以内 |
| (5) 優良ボランティア | (優良ボランティア) | 10名以内 (団体含む) |
| (6) 地域福祉功労 (感謝) | (地域福祉功労) | 5名以内 (団体含む) |

(候補者の推薦)

第8条 市町社会福祉協議会長は、この規程に定める表彰又は感謝に該当するものを、候補者として会長に推薦するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、会長が適当と認めた者を推薦することができる。

(審査委員会)

第9条 表彰又は感謝該当者を審査するため会長の委嘱する表彰審査委員をもって構成する表彰審査委員会を置き、その功績審査を行い会長に答申する。

(会長が行う推薦)

第10条 会長は、資格該当者中、適当と認める者について、知事又は全国社会福祉協議会長に表彰又は感謝を推薦することができる。

附 則

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。